

十九八	七八六	五六四	三二一	の成省〇
償發發	振額最	發發	用振の法發号名	平發行國債令第
還行行	替低額	行行	等替條律行稱及	成二十一年十二月
期価	単面	方	法項及のび根及び適	条件等を示第
限格	日位	金額	そ拠記	年次を第十二
た平十額平す額の振 だ成五面成るの記替 し二錢金二。整載法 、十九額十數又の 償一厘百年倍は規 還年円十の記定 期十二に二月金錄に が二月つき二月額はよ 銀行二十九二十日によ最振 休業一十九日も額口 日に	千千額引日機用一成社條九特二割 万万面受本關を振十債第年別回引 円円金け銀は受替三等一法會短 額行日け法年の項律計財務大臣中川昭一 でに本くる一と法振第に國庫債券へ第四百四十 兆よ銀もと律替二関す三る法 三借ととう七關す三る法 三千換しと。十す号法 五える。の五る。律 のそ規号法 十二たの定。律 億ため振の以。成 七の替適下平	千千額引日機用一成社條九特二割 万万面受本關を振十債第年別回引 円円金け銀は受替三等一法會短 額行日け法年の項律計財務大臣中川昭一 でに本くる一と法振第に國庫債券へ第四百四十 兆よ銀もと律替二關す三る法 三借ととう七關す三る法 三千換しと。十す号法 五える。の五る。律 のそ規号法 十二たの定。律 億ため振の以。成 七の替適下平	千千額引日機用一成社條九特二割 万万面受本關を振十債第年別回引 円円金け銀は受替三等一法會短 額行日け法年の項律計財務大臣中川昭一 でに本くる一と法振第に國庫債券へ第四百四十 兆よ銀もと律替二關す三る法 三借ととう七關す三る法 三千換しと。十す号法 五える。の五る。律 のそ規号法 十二たの定。律 億ため振の以。成 七の替適下平	千千額引日機用一成社條九特二割 万万面受本關を振十債第年別回引 円円金け銀は受替三等一法會短 額行日け法年の項律計財務大臣中川昭一 でに本くる一と法振第に國庫債券へ第四百四十 兆よ銀もと律替二關す三る法 三借ととう七關す三る法 三千換しと。十す号法 五える。の五る。律 のそ規号法 十二たの定。律 億ため振の以。成 七の替適下平

十  
三  
二  
一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当  
成 本 面 還 た  
二 銀 金 金 る  
十 行 額 を と  
年 百 支 き  
十 円 払 は  
二 に う 、  
月 つ 。 そ  
二 き の  
十 百 翌 営  
二 円 業 日  
日 に